ブロック塀等の撤去等助成のご案内

～災害に強い街をめざして～

荒川区では、大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、周囲の人に危害を及ぼすことがないよう、道路・公園等に面する危険なブロック塀等の撤去に加え、高さ60cm以下にカットするための費用の一部を助成しています。ブロック塀等を所有または管理されている方は、ぜひご相談ください。





提供：一般財団法人　消防防災科学センター

～助成の対象～

1. 道路・公園等に面する危険なブロック塀等
2. 塀の高さが 1.2m を超えるもの

※状況によっては、助成の対象にならない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

～助成の内容～

令和8年11月1日から補助額を増やしました！
令和10年度までのためお早めに！



♣撤去工事

―区が指定する通学路等に面するブロック塀等を撤去する場合―

工事に要した費用の10/10の額　1m当たり 30,000 円を上限(1000 円未満切捨て)

―その他の道路・公園等に面する危険なブロック塀等を撤去する場合―

工事に要した費用の 2/3 の額　1m 当たり 30,000 円を上限(1000 円未満切捨て)

♠60cm以下にカットする工事

工事に要した費用の 2/3 の額　1m 当たり 20,000 円を上限(1000 円未満切捨て)

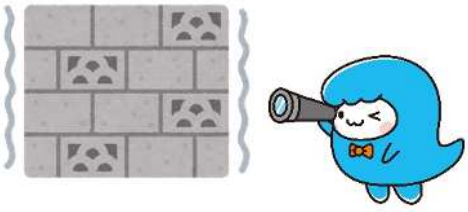
◎対象経費に補助率を掛けた金額と限度額を比較して、低い方の金額が補助額になります。

※助成にあたっての注意※

建築基準法第42条第2項道路（幅員4m未満の道路）に面する塀等を撤去またはカットする場合、同じ位置には塀やフェンスを建てられない可能性がありますので、ご注意ください。

～手続きの流れ～ 必ず事前相談を行ってください。内定前に工事に着手してしまうと、助成金の交付を受けられません。

① 事前相談 ※年度内に工事を希望される場合は 12 月末までにご相談ください
助成事業の利用を希望される方は、まずご連絡ください。



↓約１週間以内

② 現地調査
担当者が現地に伺い、対象ブロック塀等の調査をします。

↓

③ 内定申請
☆助成金交付内定申請書類一式☆を提出していただきます。受理・審査後、交付内定可否決定通知書を送付いたします。（審査には、約 2～3 週間ほどお時間をいただいております。）

↓

④ 撤去工事 ・ カット工事の実施
撤去工事 ・ カット工事を実施し、完了後に★完了報告・助成金交付申請書類一式、助成金請求書★を提出していただきます。受理・審査後、交付可否決定通知書を送付いたします。

↓約１か月半後

⑤ 助成金の交付
助成金は指定口座に振り込みます。

※内定を受けた年度内に工事を実施し、助成金の請求をしてください。

※年度をまたいでの申請・工事は原則できません。

その他の助成制度☆彡

建築基準法第42条第2項道路（幅員4m 未満の道路）の拡幅に伴いブロック塀等を撤去する場合や、生垣を設置する場合は、それぞれ別の助成制度があります。詳細は担当課にご相談ください。

☆助成金交付内定申請書類一式☆



〇ブロック塀等撤去工事等助成金交付内定申請書（別記第1号様式）
- ◦案内図及び工事範囲が分かる配置図等
- ◦撤去工事・カット工事に関する見積書（コピー）
- ◦撤去工事・カット工事の工程表（コピー）
- ◦撤去工事・カット工事前の写真
- ◦住民税納税証明書（原本）（直近1年分を完納したものに限る。）又は非課税証明書（原本）（直近のもの。）
- ◦国民健康保険納付済額証明書（原本）（直近1年分を完納したものに限る。）
- ♠適切な維持管理等に関する確認書（道路幅4m未満の道路に面するブロック塀等をカット工事する場合）

★完了報告・助成金交付申請書類一式、助成金請求書★

〇ブロック塀等撤去工事等完了報告・助成金交付申請書（別記6号様式）
- ◦工事後の写真
- ◦工事費の領収書又は清算が証明できる書類（コピー）

〇助成金支払申請書（別記第8号様式）



お問い合わせ先
荒川区　住まい街づくり課　住宅係
☎03-3802-3111　内線　2822・2824

令和8年11月作成